



2016年5月10日

各位

会社名 日本電信電話株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長 鵜浦 博夫  
(コード番号9432 東証第一部)

## 株式会社エヌ・ティ・ティ・データによる株式会社エヌジェーケー株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

当社子会社である株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、本日2016年5月10日（火）に開催された同社取締役会において、同社子会社である株式会社エヌジェーケーの公開買付けを行うことを決議いたしましたので、別紙のとおりお知らせ致します。

なお、当社の連結業績への影響は軽微であります。

以 上

<本件に関する問合せ先>

日本電信電話株式会社 IR室

瀬戸口、渡邊

TEL : 03-6838-5481

FAX : 03-6838-5499



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
代 表 者 名 代表取締役社長 岩本 敏男  
(コード：9613 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 I R・ファイナンス室長 日下部 啓介  
(TEL. 03-5546-9962)

## 子会社である株式会社エヌジェーケー株式（証券コード：9748）に対する

### 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、株式会社エヌジェーケー（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部、コード：9748、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）7,071,900 株（保有割合（注 1）51.18%）を所有し、対象者を連結子会社としております。

この度、公開買付者は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、最終的に対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合に公開買付者が所有する対象者の議決権数の合計が対象者の総議決権数（注 2）の 3 分の 2 以上となるよう 2,140,300 株（注 3）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の合計が買付予定数の下限（2,140,300 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限（2,140,300 株）以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 1）「保有割合」とは、対象者が平成 28 年 5 月 10 日に提出した平成 28 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者平成 28 年 3 月期決算短信」といいます。）に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（13,996,322 株）から、対象者平成 28 年 3 月期決算短信に記載された平成 28 年 3 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数（178,023 株）を控除した株式数（13,818,299 株）に対する割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）をい、以下同じとします。

(注2)「対象者の総議決権数」とは、対象者平成28年3月期決算短信に記載された平成28年3月31日現在の発行済株式総数(13,996,322株)から、対象者平成28年3月期決算短信に記載された平成28年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(178,023株)を控除した株式数(13,818,299株)に係る議決権数(138,182個)をいい、以下同じとします。

(注3)買付予定数の下限は、上記(注2)の対象者の総議決権数(138,182個)に3分の2を乗じた数(92,122個)(なお、小数点以下を切り上げております。)から、公開買付者が保有する議決権の数(70,719個)を減算した議決権数(21,403個)に、100株を乗じた数(2,140,300株)です。

本公開買付けに関連して、公開買付者は、対象者の創業者であり対象者の元代表取締役社長である谷村外志男氏がその持分の99.96%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)を所有しており対象者の第2位の株主である有限会社カガ(所有株式数999,000株、保有割合7.23%。以下「カガ」といいます。)、対象者の代表取締役会長であり対象者の第4位の株主である谷村直志氏(所有株式数618,656株、保有割合4.48%)、対象者の代表取締役社長であり対象者の第5位の株主である谷村仁氏(所有株式数498,540株、保有割合3.61%)及び対象者の第7位の株主である谷村外志男氏(所有株式数196,272株、保有割合1.42%)との間で、それぞれ、公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を平成28年5月10日付で締結しております(以下、カガ、谷村直志氏、谷村仁氏及び谷村外志男氏を総称して「本応募合意者」といいます。)。本応募合意者は、本応募契約に基づき、本公開買付けにそれぞれの所有する対象者株式の全て(合計2,312,468株、保有割合16.73%)を応募することに合意しています。したがって、本応募契約に基づき、本公開買付けに応募される対象者株式は合計で2,312,468株(保有割合16.73%)となることを見込まれています。本応募契約の内容については、下記「(3)公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、対象者に対して、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載されている各手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)の実施を要請し、対象者を公開買付者の完全子会社とする予定です。

なお、平成28年5月10日に対象者が公表した「支配株主である株式会社エヌ・ティ・ティ・データによる当社株式に対する公開買付けの実施及び応募の推奨に関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、(i)本取引は対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、(ii)本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対しては合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年5月10日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

対象者における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程については、下記「2.買付け等の概要」の「(4)買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(e)対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照下さい。

## (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、日本電信電話株式会社及びそのグループ会社によって構成されるNTTグループに属しており、公開買付者並びにその子会社258社(平成28年3月31日現在。関連会社の数についても同じです。)及び関連会社35社(以下、公開買付者並びにその子会社及び関連会社を総称して「公開買付者グループ」といいます。)は、本日現在、公共・社会基盤、金融、法人・ソリューション、グローバルの4つを主な事業として営んでおり、各事業の内容は次のとおりです。

①公共・社会基盤：行政、医療、通信、電力等の社会インフラや地域の活性化を担う、高付加価値なITサービスを提供する事業

②金融：金融機関の業務効率化やサービスに対して高付加価値なITサービスを提供する事業

③法人・ソリューション：製造業、流通業、サービス業等の事業活動を支える高付加価値なITサービス、及び各分野のITサービスと連携するクレジットカード等のペイメントサービスやプラットフォームソリューションを提供する事業

④グローバル：海外における各地域及び地域を跨いだグローバルでの高付加価値なITサービスを提供する事業

公開買付者グループは、グローバルで多様なITサービスを効率的に提供する企業グループへと進化し、「Global Top 5（連結売上高1兆5,000億円超）」、「EPS（注：1株当たり当期純利益金額を意味します。）200円」を実現するべく、平成25年3月期から平成28年3月期までを対象期間とする中期経営計画（以下「前中計」といいます。）を策定し、注力分野である「新規分野拡大・商品力強化」、「グローバルビジネスの拡大・充実・強化」、「全体最適の追求」に取り組んでまいりました。その結果、平成28年3月期の公開買付者グループの連結売上高は1兆6,148億円、EPSは226円となり、前中計目標であった売上高1兆5,000億円超、EPS200円を達成しました。

一方、かねてからの重要経営課題であった不採算案件抑制と海外事業の利益改善については、目標としている成果を上げるまで至っておらず、引き続き公開買付者グループの重要経営課題であると認識しております。

上記の課題を踏まえ、公開買付者グループは、平成29年3月期から平成31年3月期までを対象期間とする中期経営戦略（以下「現中期経営戦略」といいます。）を策定しました。現中期経営戦略において、公開買付者グループは、世界各地域での事業成長を追究し、ローカルプレゼンスの向上とグローバルシナジーの発揮により、グローバルブランドとしてブランド価値の向上を図ることを企図しており、これを指すキーワードとして「NTT DATA: Ascend」を掲げております。

また、法人・ソリューション事業の分野においては、「Digital」、「Global」、「Total Service」をキーワードとしてお客様の事業成長に貢献する事業パートナーに進化していくことを現中期経営戦略の事業方針としております。そのうえで、注力する領域の1つとして、顧客と企業の関係等に変化を起し新たな付加価値創出を目指す「Digital Business」を選定し、Digital Marketing（注：電子メディアを通じて商品やサービス等に関するマーケティング活動を行うことを意味します。）、Connected Car（注：自動車が常時インターネット接続できる機能を備えることで、様々な情報の収集・活用及び自動車側からの情報発信も可能となることを意味します。）やIoT（注：Internet of Thingsの略記であり、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すことを意味します。）などに取り組むことにしました。一方で、当該領域には、通信事業者、システムインテグレータ、アプリケーションベンダ、デバイスベンダ、ユーザ企業等の広範囲なプレイヤーが参入を開始し、各社の取組みも活発化している中で、公開買付者グループ全体としての事業連携とリソースマネジメントを行うことで、「Digital Business」の領域におけるポジションを強化することが公開買付者の喫緊の課題であると考えています。

一方、対象者は、対象者並びにその完全子会社であるメディアドライブ株式会社及びエヌジェーケーテクノ・システム株式会社の3社で、対象者グループを構成しております。対象者グループは、本日現在、①エンタープライズソリューション（注：各種業務システムの開発やテクニカル支援サービスを意味します。）、基盤環境構築ソリューション（注：システム構築に関わるソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク、セキュリティなどの各種基盤の要件定義、方式設計・環境構築を意味します。）及びエンベデッドソリューション（注：モバイル機器、ホームエレクトロニクスなどの組込ソフトウェアの開発及び製品評価サービスを意味します。）などのサービスを提供するソフトウェア開発事業、②OCRソリューション、マンション管理ソリューション、BIソリューション及びモバイルソリューションなどのオリジナルパッケージソフトの開発及び販売を行うオリジナルパッケージ開発及び販売事業、並びに③PC端末、PCサーバ、UNIX・Linuxサーバ、モバイル機器、プリンタ、スキャナ、HDD、ディスプレイなどの情報関連機器の販売及びネットワークシステムコンサルティング・設計・導入設置・保守・運用支援等のサービスを提供するITソリューション・機器販売事業の3つの事業を主な事業分野としております。

対象者は、昭和 48 年の設立以降、独立系の IT 企業として、着実にその業容を拡大し、平成 13 年 11 月に東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。そして、平成 21 年 12 月、ソフトウェア開発分野において相互に重要な事業パートナーであった公開買付者及び対象者は、ソフトウェア開発事業におけるノウハウ及び人材等、各々が有する経営資源等を相互に補完・有効活用することが双方の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいてはソフトウェア開発業界における確固たるポジションの確立に資するとの認識で一致し、その提携によって得られるシナジーを実現させるために、平成 21 年 12 月 21 日付で資本業務提携契約を締結しました。そして、公開買付者は、かかる資本業務提携の一環として、平成 21 年 12 月 22 日から平成 22 年 2 月 22 日までを買付け等の期間として、対象者株式を対象とする公開買付けを実施し、対象者株式 7,071,900 株（対象者の第 40 期第 2 四半期報告書に記載された平成 21 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 14,700,000 株に、同日現在の対象者の未行使の新株予約権 335 個の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数（335,000 株）を加算し、同日現在の対象者の保有する自己株式 894,139 株を引いた数（14,140,861 株）に対する割合 50.01%（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。)) を取得して、対象者を連結子会社化しました。

公開買付者は、対象者を連結子会社とした後も、引き続き、対象者株式の上場を維持する一方で、双方の事業拡大等、資本業務提携によるシナジーを着実に顕在化させるために、対象者に取締役を派遣し、公開買付者の高度なプロジェクト管理ノウハウ等を、対象者をもって導入・活用することによりサービス品質を一段と向上させるとともに、サービスの連携による自社開発パッケージソフト分野の拡大等の支援を図ってまいりました。一方で、対象者においても、親会社である公開買付者との連携を維持・強化しつつ、平成 25 年 5 月には、平成 26 年 3 月期から平成 28 年 3 月期までを対象期間とする第 7 次中期経営計画を策定・公表し、「受注、生産、販売量の拡大による利益絶対額の確保」を基本方針として、①基本方針の量的拡大を支える会社総合力の向上、②人材教育の施策の充実、③冗費の徹底削減及び④全ての施策の基盤となる仕事のやり方の見直しを重点施策として、事業推進を行ってまいりました。

しかしながら、公開買付者が対象者を連結子会社化した平成 22 年 3 月以降、対象者を連結子会社としたことによる一定の成果は得られたものの、対象者の中核事業であるソフトウェア開発事業におけるエンタープライズソリューション分野、基盤環境構築ソリューション分野並びにオリジナルパッケージ開発及び販売事業においては、価格競争が激しさを増しており、また、対象者の成長を牽引すべきエンベデッドソリューション分野においても、価格競争に加え、競合社数の増加や技術革新競争が激化する中で、対象者を取り巻く事業環境は厳しい状況にあります。対象者の業績としても、公開買付者の連結子会社化以降、連結売上高及び連結営業利益は横ばいの状態が継続し、直近 2 期に至ってようやく増収基調になり事業所の移転等によりコストの削減を図っておりますが、第 7 次中期経営計画で掲げた平成 28 年 3 月期の連結損益目標については未達に終わっております（目標値につき連結売上高 130 億円、営業利益 7 億 5,000 万円、親会社株主に帰属する当期純利益 4 億 5,000 万円に対して、実績値は連結売上高 111 億 3,128 万円、営業利益 5 億 7,834 万円、親会社株主に帰属する当期純利益 3 億 7,105 万円）。

このような状況下において、公開買付者は、平成 27 年 9 月上旬、公開買付者及び対象者間における今後の事業運営の方策を検討するための協議を対象者に持ちかけ、その後、公開買付者及び対象者は、平成 28 年 1 月末にかけて、対象者の将来的な企業価値向上に向けた議論を行いました。

その結果、公開買付者及び対象者は、(i) 対象者は、現在、主に①ソフトウェア開発事業のうち、エンタープライズソリューション分野、基盤環境構築ソリューション分野並びにオリジナルパッケージ開発及び販売事業における競合他社との激しい価格競争への対応及び開発力強化の必要性、②エンベデッドソリューション分野における市場環境の変化に対応した注力分野の見直し並びに新規市場の開拓及び技術革新の必要性並びに③一部不採算事業の見直し又は縮小撤退の検討の必要性といった経営課題に直面しており、対象者の中長期的な成長のためには、市場環境の変化に合わせ事業構造を早急に変革していくことが重要であるとの認識を持つとともに、(ii) これらの経営課題に関して、①対象者がこれまで上場企業として求められていた広範な事業ポートフォリオを保有することによるリスク分散を企図した事業構造では、価格優位性や得意分野の確立による競争力の強化を進めることは困難であること、②公開買付者が現中期経営戦略において法人・ソリューション分野における注力領域と設定している「Digital Business」についても、対象者は、長年にわたるエンベデッドソリューション分野への取組みを通じて公開買付者グループにおいて希有な技術力と人的リソースを保有しており、潜在的には多大な経営資源を有しているものの、互いに密接に関連する事業を営んでいながら公開買付者及び対象者がそれぞれ東京証券取引所に株式を上場している企業であるため、相互の情報共有において制約される要素も多い中で、営業力や人的リソースの規模の観点から対象者のみで一層の拡大成長を実現することは困難であることといった問題点があるとの認識を共有するに至りました。

そして、公開買付者は、かかる対象者の経営課題を克服するにあたっては、(i) 対象者において、従前のように対象者グループ内部でリスク分散を企図した広範な事業ポートフォリオを保有するのではなく、より「選択と集中」を推し進め、例えば、注力分野におけるドラスティックなリソースの移動、先行投資としての人材育成の強化、不採算事業のソフトランディング等を図っていき、得意分野の確立及びその領域での質・価格の優位性を高めていくことが何よりも重要であると考えたとともに、(ii) そのような施策を積極的かつ迅速に実施していくためには、対象者の資本関係を再構成し、意思決定プロセスを大幅に簡素化した上で、迅速な意思決定を行うことができる体制を構築し、総合的に公開買付者と対象者との間の連携をより一層強めていくことが不可欠であり、(iii) また、そのような施策を積極的に実施していくことは、中長期的な視点からの対象者の企業価値の向上のためには必要と考えられるものの、短期的には、対象者の売上や利益水準の低下及びキャッシュフローの悪化を招来するおそれも否定できず、将来における技術進歩、市場環境等によっては、これらの積極的な選択と集中が不首尾に終わる可能性もあることを踏まえると、これらのリスクに一般株主を晒すことを避けることが望ましいとの結論に至りました。

一方、対象者においては、対象者の経営課題を克服し中長期的な成長を実現するためには、(i) 市場環境の変化に合わせて、より「選択と集中」を推し進め、注力分野におけるリソースの移動や先行投資としての人材育成の強化、不採算事業のソフトランディング等を図り、得意分野の確立及びその領域での質・価格の優位性を高めることによって対象者の競争力をより一層強化すること、(ii) 意思決定プロセスを改革し迅速な意思決定を行うことができる体制を構築すること、(iii) 相互の情報共有における制約を軽減して、公開買付者と対象者がこれまで以上に一体となって営業活動を推進しリソースを集中するなど総合的に公開買付者と対象者との間の連携をより一層強めていくこと、が必要不可欠であるとの考えに至ったとのことです。このうち (i) の施策の積極的な推進については、中長期的な視点からは対象者の企業価値向上に資するものと考えられるものの、短期的には対象者の売上や利益の低下及びキャッシュフローの悪化を招来するおそれが否定できないほか、将来における技術進歩、市場環境等によってはその目的の達成が不首尾に終わるリスクも内包したものであることを踏まえると、公開買付者との資本関係を再構成し、このようなリスクに一般株主を晒すことを回避することが望ましく、また、(ii) 及び (iii) を実現するためには公開買付者との資本関係の再構成が必須であるとの認識を有するに至ったとのことです。

以上の議論を踏まえ、公開買付者は、公開買付者が対象者株式の全てを取得する方法により、対象者を公開買付者の完全子会社とすることが対象者及び公開買付者グループにとって最善の選択肢であるとの結論に至り、平成 28 年 1 月 25 日、対象者に対し、対象者を公開買付者の完全子会社化する旨の提案（以下「本提案」といいます。）を行いました。

その後、公開買付者は、対象者の了解を得て、平成 28 年 3 月初旬より、公開買付者による対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施したうえで、公開買付者及び対象者は、本提案の実行に係る日程及び具体的な手法等に関して継続的な検討・協議を重ねてまいりました。その結果、公開買付者は、対象者を完全子会社化することにより、①現中期経営戦略において法人・ソリューション分野における注力領域と設定している「Digital Business」において、対象者のエンベデッドソリューション分野における技術力と人的リソースを最大限に活用することにより、車載機器、産業機器、OA 機器といった各対象向けに幅広いサービスの提供が可能となることで、公開買付者グループとしての競争優位性の向上が図られること、②対象者を法人・ソリューション分野における中核的なシステム開発会社の一つと位置付けたうえで、エンタープライズソリューション分野において、注力すべき領域へのリソースシフトを行い、公開買付者グループ内で同領域における開発経験や業務知識が最大限活用される体制を構築することで、公開買付者グループにおける開発力強化が期待できることを考慮し、平成 28 年 5 月 10 日に、本取引の実施及びその一環として本公開買付けを実施することを決定しました。なお、公開買付者は、対象者との間の本提案の実行に係る検討・協議と並行して、平成 28 年 4 月上旬、本応募合意者であるカガ及び谷村外志男氏に対し、本取引の実施の意向を伝え、対象者との間の協議の状況を共有したうえで、本公開買付けへの応募の可否について協議を進めました。その後、公開買付者は、平成 28 年 4 月 26 日、対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を 675 円とする本公開買付けへの応募を、谷村直志氏及び谷村仁氏を含む全ての本応募合意者に提案し、本応募合意者の全員がこれに同意したため、平成 28 年 5 月 10 日付で本応募合意者との間で本応募契約を締結しております。

対象者における本公開買付けに対する意見及び意思決定の過程については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(e) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照下さい。

なお、本日現在、対象者の取締役7名及び監査役4名のうち取締役2名及び監査役1名は公開買付者の役職員を兼務しておりますが、本完全子会社化手続完了後の経営体制については、本日現在未定であり、公開買付者としては、今後、公開買付者及び対象者との間の事業シナジーの実現に向けて最適な体制を検討していく予定です。

また、公開買付者は対象者及び他のグループ会社とともに、更なる企業価値の向上に向けた経営を継続する方針です。なお、公開買付者は対象者の完全子会社化後も、対象者の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意のうえ、対象者の事業の強化を図ってまいります。

### (3) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに関連して、公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおり、本応募合意者との間で、本応募契約を平成 28 年 5 月 10 日付で締結しております。本応募合意者は、本応募契約に基づき、本公開買付けにそれぞれの所有する対象者株式の全て（合計 2,312,468 株、保有割合 16.73%）を応募することに合意しています。したがって、本応募契約に基づき、本公開買付けに応募される対象者株式は合計で 2,312,468 株（保有割合 16.73%）となることが見込まれています。

本応募契約においては、本応募合意者の応募の義務の履行は、①本公開買付けが適法に開始されていること、②公開買付者について、適用法令の違反がなく、本応募契約に定める義務（注）の重大な違反が存在しないことを前提条件としております。但し、本応募合意者は、その任意の裁量により、これらの前提条件をいずれも放棄することができる旨も併せて定められております。

(注) 本応募契約のうち、カガ及び谷村外志男氏との間の応募契約において、公開買付者は、カガ及び谷村外志男氏に対し、①本公開買付けの実施義務、②公開買付者について、本応募契約上の義務の違反があった場合の補償義務、③秘密保持義務及び④本応募契約上の権利義務の処分禁止義務をそれぞれ負担しております。また、本応募契約のうち、谷村直志氏及び谷村仁氏との間の応募契約において、公開買付者は、各氏に対し、①本公開買付けの実施義務、②公開買付者について、本応募契約上の義務の違反があった場合の補償義務、③未公表の重要事実等を認識した場合の通知義務、④秘密保持義務及び⑤本応募契約上の権利義務の処分禁止義務をそれぞれ負担しております。

### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けが成立し、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後において、以下に述べる方法により、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しています。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者が、対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至り、公開買付者が会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主として権利行使することが可能となった場合には、会社法第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式 1 株当たりの対価として、本公開買付け価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により当該株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、当該株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主が所有する対象者株式の全部を取得します。公開買付者は、当該売渡株主の所有していた対象者株式の対価として、当該各売渡株主に対し、対象者株式 1 株当たり本公

開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨の会社法第 179 条の 2 第 1 項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会において、公開買付者による株式売渡請求を承認する予定とのことです。

他方で、本公開買付けの成立により、公開買付者が、対象者の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、対象者株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、株主に対して、会社法第 235 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式売渡請求がなされた場合については、会社法第 179 条の 8 その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は 1 株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主は、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外を対象者株式の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。



(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載のとおり、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的として本完全子会社化手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできません。

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、対象者が本日現在において公開買付者の連結子会社であり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。

なお、公開買付者としては、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定しておりませんが、公開買付者及び対象者において以下(a)乃至(f)の措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

- (a) 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- (b) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- (c) 対象者における独立委員会の設置
- (d) 対象者における独立した法律事務所からの助言
- (e) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
- (f) 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

以上の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び同「②算定の経緯」をご参照下さい。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社エヌジェーケー	
② 所 在 地	東京都中央区新富二丁目3番4号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 谷村 仁	
④ 事 業 内 容	ソフトウェア開発事業、オリジナルパッケージ開発及び販売事業、ITソリューション・機器販売事業、その他	
⑤ 資 本 金	4,222,425 千円	
⑥ 設 立 年 月 日	昭和48年11月7日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成28年3月31日現在)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	50.52%
	有限会社カガ	7.13%
	エヌジェーケー社員持株会	5.95%
	谷村 直志	4.42%
	谷村 仁	3.56%
	株式会社井門エンタープライズ	1.60%
	谷村 外志男	1.40%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.35%
	MSIP CLIENT SECURITIES	1.26%
	日本生命保険相互会社	1.21%
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、対象者の発行済株式総数(13,996,322株)の50.52%に相当する7,071,900株を保有しております。	
人 的 関 係	本日現在、対象者の取締役2名及び監査役1名が公開買付者の役員を兼務しております。また、平成28年3月末日時点において、公開買付者の従業員2名が対象者へ出向しております。	
取 引 関 係	公開買付者は対象者との間でソフトウェア開発の受託等の取引があります。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、公開買付者の連結子会社であり、公開買付者の関連当事者に該当いたします。	

(注) 発行済株式総数に対する持株比率は、対象者平成28年3月期決算短信に記載された平成28年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(13,996,322株)に対する所有株式数の割合(小数点以下第三位を切り捨てております。)に記載しております。なお、対象者が平成28年3月31日現在保有する自己株式(178,023株)は、上記の表中の「⑦大株主及び持株比率(平成28年3月31日現在)」には含めておりません。

### (2) 日程等

#### ① 日程

取 締 役 会 決 議	平成28年5月10日(火曜日)
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成28年5月11日(水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成28年5月11日(水曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 28 年 5 月 11 日（水曜日）から平成 28 年 7 月 7 日（木曜日）まで（42 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 675 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、大和証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しません。

大和証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を算定方法として用いて、対象者株式の株式価値を算定し、公開買付者は、大和証券から平成 28 年 5 月 9 日付で株式価値算定書（以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。）を取得しております。なお、公開買付者は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

公開買付者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 447 円から 484 円
類似会社比較法	: 606 円から 708 円
DCF法	: 669 円から 741 円

市場株価法では、平成 28 年 5 月 9 日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第二部における基準日終値 481 円、直近 1 ヶ月間（平成 28 年 4 月 11 日から同年 5 月 9 日まで）の終値単純平均値 467 円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近 3 ヶ月間（平成 28 年 2 月 10 日から同年 5 月 9 日まで）の終値単純平均値 447 円及び直近 6 ヶ月間（平成 27 年 11 月 10 日から平成 28 年 5 月 9 日まで）の終値単純平均値 484 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を、447 円から 484 円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を、606 円から 708 円までと算定しております。

DCF法では、対象者が作成した対象者の事業計画（平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までの 3 年間）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が平成 29 年 3 月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を、669 円から 741 円までと算定しております。

公開買付者は、大和証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例（完全子会社化を前提とした公開買付けの事例）において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の市場株価の動向、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び本応募合意者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 28 年 5 月 10 日に、本公開買付価格を 1 株当たり 675 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である 675 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 28 年 5 月 9 日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値 481 円に対して 40.33%（小数点

以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。)のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間(平成28年4月11日から同年5月9日まで)の終値単純平均値467円に対して44.54%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間(平成28年2月10日から同年5月9日まで)の終値単純平均値447円に対して51.01%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間(平成27年11月10日から平成28年5月9日まで)の終値単純平均値484円に対して39.46%のプレミアムを加えた価格です。

## ② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

公開買付者は、平成28年1月25日、対象者に対し、本提案を行い、対象者の了解を得て、平成28年3月初旬より、公開買付者による対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施したうえで、公開買付者及び対象者は、本提案の実行に係る日程及び具体的な手法等に関して継続的な検討・協議を重ねてまいりました。その結果、公開買付者は、平成28年5月10日、対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。なお、公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った経緯の詳細につきましては、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照下さい。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである大和証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼しており、公開買付者は、大和証券から平成28年5月9日に公開買付者株式価値算定書を取得しております。なお、大和証券は公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 当該意見の概要

公開買付者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 447円から484円
類似会社比較法	: 606円から708円
DCF法	: 669円から741円

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、大和証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例(完全子会社化を前提とした公開買付けの事例)において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の市場株価の動向、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び本応募合意者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成28年5月10日に、本公開買付価格を1株当たり675円とすることを決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、対象者が本日現在において公開買付者の連結子会社であり、対象者における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、それぞれ以下のような措置を実施いたしました。

なお、公開買付者としては、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定しておりませんが、公開買付者及び対象者において以下(a)乃至(f)の措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

(a) 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、平成28年5月9日付で大和証券から公開買付者株式価値算定書を取得しておりますが、具体的には、上記「①算定の基礎」をご参照下さい。

(b) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに対する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）に対象者の株式価値の分析を依頼したとのことです。なお、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたって採用すべき算定手法を検討した上で、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式に市場株価が存在することから市場株価分析を、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価と収益等を示す財務指標の比較を通じて対象者の株式価値が算定可能であることから類似会社比較分析を、対象者の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにディスカунティッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）をそれぞれ用いて対象者の株式価値の分析を行い、対象者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成28年5月9日付で株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）を取得しているとのことです（注）。なお、対象者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において分析された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価分析	446円から485円
類似会社比較分析	393円から634円
DCF分析	547円から703円

まず、市場株価分析では、平成28年5月6日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値462円、直近3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値446円及び直近6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値485円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を446円から485円までと分析しているとのことです。

次に、類似会社比較分析では、国内にて上場しているソフトウェア開発事業を手掛ける企業のうち、対象者との事業内容や企業規模等の類似性を考慮して、株式会社NSD、インフォコム株式会社、株式会社SRAホールディングス、株式会社クレスコ、株式会社ジャステックを類似会社として選定し、企業価値/EBITDA倍率及びPERを用いて、対象者株式1株当たりの価値の範囲を393円から634円までと分析しているとのことです。

DCF分析においては、対象者が作成した平成29年3月期から平成31年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想、本取引に伴って期待されるメリット及び事業上、財務上のリスクも含む対象者経営陣による中長期的な見通しに基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を547円から703円までと分析しているとのことです。割引率は4.75%~5.75%を採用しており、継続価値の算定にあたってはマルチプル法及び永久成長率法を採用し、企業価値/EBITDA倍率を5.5倍~6.5倍、永久成長率を-0.50%~0.50%として分析しているとのことです。

DCF分析の算定の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。なお、当該財務予測では、平成29年3月期から平成31年3月期までの事業計画期間における大幅な増減益は見込んでいないとのことです。当該事業計画期間以降、本取引実行により実現することが現時点で期待されることが明らかなシナジー効果を反映しているとのことです。また、対象者は、当該事業計画期間後においては将来的な事業領域の見直しに伴う減収及び人件費増加に伴うコスト増等を見込んでいるとのことです。

(単位：百万円)

	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
売上高	10,940	11,256	11,626
営業利益	553	598	634
E B I T D A	706	760	797
フリー・キャッシュ・フロー	332	404	421

(c) 対象者における独立委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成28年2月26日に対象者の取締役会を開催し、同取締役会において、(i)本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び対象者から独立性を有し、外部の有識者である柴田堅太郎氏（弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所）並びに対象者の社外監査役である長崎俊樹氏（弁護士、岡村綜合法律事務所）及び植松則行氏（公認会計士、植松公認会計士事務所）の3名によって構成される独立委員会を設置すること（なお、独立委員会の委員は設置当初から変更されていないとのことです。）、及び(ii)独立委員会に対して、本取引の目的、本取引に至る交渉過程等の手続、本公開買付けにおける買付け等の価格その他本取引において交付されることが予定されている対価の公正性、本取引による対象者の企業価値向上の観点等から、本公開買付けを含む本取引が、対象者の少数株主にとって不利益でないか否かを検討し、対象者の取締役会に対して意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問することを決議したとのことです。

独立委員会は、平成28年3月4日より平成28年5月9日までの間に合計6回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が行われたとのことです。かかる独立委員会における協議及び検討に際しては、(i) 対象者に対し、対象者の事業内容及び事業計画、並びに本取引の意義・目的等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(ii) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券による株式価値算定の結果についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(iii) 公開買付者による本取引の意義・目的等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(iv) 本取引に係る関連資料等が提出されたこと等により、本取引に関する情報収集が行われたとのことです。

独立委員会は、これらを踏まえ、本諮問事項について協議及び検討を行った結果、平成28年5月9日、委員全員一致の決議により、対象者の取締役会に対し、本取引の目的、本取引に至る交渉過程等の手続、本公開買付けにおける買付け等の価格その他本取引において交付されることが予定されている対価の公正性、本取引による対象者の企業価値向上の観点等を総合考慮した結果、本公開買付けを含む本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものとはいえないと考える旨の答申を行い、同日付で対象者の取締役会に答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出したとのことです。

独立委員会から受領した本答申書によれば、独立委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

- (i) 本取引の目的として対象者から説明された、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」のうち本取引の目的に関する記載の内容並びに本取引の目的に関する公開買付者及び対象者が独立委員会に対して行った説明の内容に特段不合理な点は認められず、本取引の目的は一定の合理性を有するものとする。
- (ii) 本取引の交渉過程等の手続について、(a) 本公開買付価格につき、独立委員会での審議・検討内容を尊重した上で、本公開買付価格がより高いものとなるよう公開買付者との協議及び交渉を行ったこと、(b) 公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに対する意見を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成28年5月9日付で対象者株式価値算定書を取得したこと、(c) 本取引に関する意思決定過程の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、独立委員会を設置し、諮問

を行ったこと、(d) 公開買付者及び対象者から独立した対象者のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けていること、(e) 対象者の取締役のうち、公開買付者の役職員を兼務している畑恵介氏及び守野勇氏、並びに公開買付者の出身者である坪谷哲郎氏の3名は、対象者取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、また、本取引の意見表明に関する平成28年5月10日開催予定の取締役会における審議及び決議にも参加しない予定であり、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者との協議・交渉に参加していないこと、さらに、対象者代表取締役谷村直志氏及び谷村仁氏が公開買付者との間で、その所有する対象者株式について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結する予定であり、本公開買付けについて一定の利害関係を有するとの評価もありうることから、本取引の意見表明に関する取締役会決議は、念のため、谷村直志氏及び谷村仁氏並びに上記公開買付関係者である取締役を除く取締役2名での決議と、谷村直志氏及び谷村仁氏を加えた取締役4名での決議の二段階の決議を行う予定であること、また、対象者監査役のうち、公開買付者の役職員を兼務している澤源太郎氏は、対象者取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、また、本取引の意見表明に関する平成28年5月10日開催予定の取締役会にも出席しない予定であること、(f) 対象者株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを意図して、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い42営業日に設定していること、また、公開買付者と対象者とは、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っていないこと、(g) 本完全子会社化手続のスキームとして、特別支配株主による株式売渡請求又は株式併合が予定されており、反対する株主に対して価格決定の申立てを行う機会が保障されていることから、対象者は、公正性及び適正性を担保するために必要かつ相当な対応をしているものと考えます。

- (iii) 本公開買付価格である675円は、(a) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者株式価値算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値を、市場株価分析では446円～485円、類似会社比較分析では393円～634円、DCF分析では547円～703円と算定しており、この株式価値の算定につき、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が独立委員会に行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと、(b) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券が対象者株式価値を算定するにあたり前提とした対象者事業計画（平成29年3月期から平成31年3月期までの3年間）その他各種の変数等について、本公開買付価格が不合理に低く算定されるような前提を置いているなどの不合理な点は認められなかったこと、(c) 本公開買付価格は、平成28年5月9日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値481円に対して40.33%、平成28年5月9日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値467円に対して44.54%、平成28年5月9日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値447円に対して51.01%、平成28年5月9日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値484円に対して39.46%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっていること、(d) 本公開買付価格を決定するにあたっては、利益相反を回避するための措置が講じられた上で、公開買付者と対象者が独立した当事者として、複数回、協議及び交渉を行った上で決定されていること、(e) 本公開買付価格は、直近1年間及び直近5年間で対象者株式の売買が最も成立している価格帯（いずれも650円から675円）の上限にあり、少数株主の利益に配慮した価格といえることから、公正かつ妥当な価格であると考えます。本公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に実施することが予定されている本完全子会社化手続においては、少数株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されていることから、当該金銭の額については、本公開買付価格と同様の考え方により、公正性が担保された額であると考えます。

(iv) 本公開買付けを含む本取引による対象者の企業価値向上について、公開買付者及び対象者から説明された、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」のうち本取引による対象者の企業価値向上に関する記載の内容、並びに本取引による対象者の企業価値向上に関する公開買付者及び対象者が独立委員会に対して行った説明の内容に特段不合理な点は認められず、本公開買付けを含む本取引によって対象者の企業価値が向上するとの公開買付者及び対象者の判断に特段の不合理はないものとする。

(d) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した法律事務所である長島・大野・常松法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことである。

(e) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

公開買付者は、本取引に関する諸条件のうち本公開買付価格について、対象者との間で継続的に交渉を行い、最終的に平成28年4月25日に対象者株式1株当たり675円とする提案を行っています。対象者プレスリリースによれば、対象者は、その上で、長島・大野・常松法律事務所から受けた法的助言、及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券より取得した対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、独立委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について対象者の企業価値向上等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことである。

その上で、対象者は、平成28年5月10日開催の取締役会において、本取引により対象者が公開買付者の完全子会社となることを通じて、(i) 市場環境の変化に合わせてより「選択と集中」を推し進め、注力分野におけるリソースの移動や先行投資としての人材育成の強化、不採算事業のソフトランディング等を図り、得意分野の確立及びその領域での質・価格の優位性を高めることで、対象者の競争力をより一層強化するとともに、(ii) 意思決定プロセスを大幅に簡素化した上で迅速な意思決定を行うことができる体制を構築するほか、(iii) 相互の情報共有における制約を軽減して、公開買付者と対象者がこれまで以上に一体となって営業活動を推進しリソースを集中するなど総合的に公開買付者と対象者との間の連携をより一層強めていくことが、対象者の中長期的な成長を実現する上で必要不可欠なものであるとの結論に至ったことから、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると判断したとのことである。また、本公開買付価格については、(i) 上記「(b) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている三菱UFJモルガン・スタンレー証券による対象者株式の価値算定の結果のうち、市場株価分析及び類似会社比較分析に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、DCF分析に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 本公開買付価格である675円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成28年5月9日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値481円に対して40.33%、平成28年5月9日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値467円に対して44.54%、平成28年5月9日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値447円に対して51.01%、平成28年5月9日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値484円に対して39.46%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっていること、(iii) 「本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られた上で、公開買付者と対象者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われた上で決定された価格であること、(iv) 本公開買付価格である675円は、対象者の平成28年3月期末時点の連結1株当たり純資産額である803.68円を下回るものの、対象者株式価値の算定にあたっては対象者が継続企業であることを前提とすべきところ、必ずしも連結1株当たり純資産額のみをもって本公開買付価格を判断することは妥当ではないと考えたことから、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対しては合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことである。

その上で、対象者は、平成28年5月10日開催の取締役会において、上記の各判断に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことである。



上記の取締役会における議題の審議には、下記のとおり、対象者の取締役7名のうち、畑恵介氏、守野勇氏及び坪谷哲郎氏を除いた4名が出席したとのことです。当該4名のうち、谷村直志氏及び谷村仁氏が公開買付者との間で、その所有する対象者株式について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しており、本公開買付けについて一定の利害関係を有するとの評価もあり得ることから、上記の取締役会決議は、念のため、二段階の決議を行うこととしたとのことです。具体的には、まず、谷村直志氏及び谷村仁氏以外の2名の取締役において審議のうえ決議を行い、さらに、会社法第369条に定める取締役会の定足数を考慮し、谷村直志氏及び谷村仁氏を加えた対象者の4名の取締役にて改めて審議のうえ決議を行い、両決議の内容が一致した場合に対象者取締役会として決議が成立したものと取り扱うこととしたとのことです。その上で、平成28年5月10日開催の取締役会において、谷村直志氏及び谷村仁氏以外の2名の取締役において審議のうえ、その全員一致で上記の決議が成立し、さらに、谷村直志氏及び谷村仁氏を加えた対象者の4名の取締役にて改めて審議し、その全員一致で上記の決議が成立したため、対象者の取締役会として上記の決議が成立したとのことです。

また、上記取締役会においては、下記のとおり、対象者の監査役4名のうち澤源太郎氏は出席しておりませんが、出席した山室直哉氏、長崎俊樹氏及び植松則行氏の3名はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の取締役7名のうち、公開買付者の役職員を兼務している畑恵介氏及び守野勇氏、並びに公開買付者の出身者である坪谷哲郎氏は、対象者取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者との協議・交渉に参加していないとのことです。また、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の監査役4名のうち、公開買付者の役職員を兼務している澤源太郎氏は、対象者取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加していないとのことです。

#### (f) 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い42営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを意図しております。また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っておりません。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる対象者株式の株式価値の分析は、公開買付者による対象者株式への本公開買付けに対する意見表明の検討にあたって、対象者の取締役会の参考に資するためだけに同取締役会に宛てたものであるとのことです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、本公開買付けに関する一切の公開買付者若しくは対象者の株主の行動又は本取引に関する一切の株主総会に関する株主による議決権行使若しくはその他の行動につき、当該株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、その分析にあたり、既に公開されている情報又は対象者によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っていないとのことです。また三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付け又は本取引により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測につき、対象者の将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、対象者の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としているとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は対象者の資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、対象者株式価値算定書の日付の前営業日現在における金融、経済、為替、市場その他の状況及び、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものであるとのことです。同日以降に生じる事象が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び

び同書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、同書及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではないとのことです。対象者株式価値算定書の作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではないとのことです。同書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、対象者の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできないとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本取引に関し、対象者のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定であるとのことです。なお、手数料の一部の受領は、本取引の完了を条件としているとのことです。

### ③ 算定機関との関係

ファイナンシャル・アドバイザー（算定機関）である大和証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しません。

### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,746,399株	2,140,300株	—株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,140,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,140,300株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておらず、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、買付予定数には、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式の最大数として、対象者平成28年3月期決算短信に記載された平成28年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（13,996,322株）から対象者平成28年3月期決算短信に記載された平成28年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数（178,023株）及び本日現在公開買付者が所有する対象者株式数（7,071,900株）を控除した株式数（6,746,399株）を記載しております。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	70,719個	(買付け等前における株券等所有割合51.18%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	11,590個	(買付け等前における株券等所有割合8.39%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	138,182個	(買付け等後における株券等所有割合100%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主の議決権の数	138,118個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの買付け等の対象としているため、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成28年2月9日に提出した第46期第3四半期報告書において平成27年9月30日現在の株主名簿に基づき記載された総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成28年3月期決算短信に記載された平成28年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(13,996,322株)から、対象者平成28年3月期決算短信に記載された平成28年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(178,023株)を控除した株式数(13,818,299株)に係る議決権数(138,182個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 4,553,819,325円

(注) 買付代金は、買付予定数(6,746,399株)に本公開買付け価格(675円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成28年7月14日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)の住所又は所在地(外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付け代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付け期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付け代理人に開設した応募株主等の口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,140,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,140,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている

ることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は本公開買付けから明確に除外されている米国株主に向けて若しくはその利益のために行われるものではありません。また、米国内の住所若しくは口座からの本公開買付けへの応募又は米国の郵便その他米国が管轄権を有する手段を通じての米国株主による本公開買付けへの応募は受け付けられません。また、公開買付届出書、送付状及び関連する買付

書類は米国に向けて、又は米国株主若しくはその代理人に向けて若しくはその利益のために送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。公開買付代理人は、その裁量で、直接間接を問わず、米国株主からの応募又は米国株主の利益のための応募その他上記制限に違反するとと思われる本公開買付けへの応募を拒絶することができます。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 28 年 5 月 11 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。

また、本公開買付けが公開買付者の連結業績に与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 28 年 5 月 10 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(e) 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照下さい。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照下さい。

③ 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「②算定の経緯」の「本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照下さい。

④ 公開買付者と対象者の役員との間の合意

本公開買付けに関連して、公開買付者は、対象者の代表取締役会長である谷村直志氏及び対象者の代表取締役社長である谷村仁氏との間で、本応募契約を平成 28 年 5 月 10 日付で締結しております。谷村直志氏及び谷村仁氏は、本公開買付けにそれぞれの所有する対象者株式（合計 1,117,196 株、保有割合 8.08%）を応募することに合意しております。詳細については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「平成 28 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、平成 28 年 5 月 10 日に「平成 28 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく当該期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照下さい。

(i) 損益の状況 (連結)

決算年月	平成28年 3 月期 (第46期)
売上高	11,131百万円
売上原価	8,525百万円
販売費及び一般管理費	2,027百万円
営業外収益	50百万円
営業外費用	13百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	371百万円

(ii) 1 株当たりの状況 (連結)

決算年月	平成28年 3 月期 (第46期)
1 株当たり当期純利益	26.85円
1 株当たり配当額	9円
1 株当たり純資産額	803.68円

以 上